

処 分 基 準

平成17年 8月29日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第51条の13第2項
処 分 の 概 要	駐車監視員資格者証の返納命令
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	確認事務の委託の手續等に関する規則第14条
処 分 基 準	<p>駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。</p> <p>ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先	警察本部交通部交通指導課
備 考	